

新旧対照表

浦安市自動車の臨時運行許可業務規程（昭和55年訓令第4号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（許可基準）</p> <p>第2条 自動車の臨時運行の許可（以下「許可」という。）は、次に掲げる事項に適合すると認められるものについて行うものとする。</p> <p>(1) 提出された自動車臨時運行許可申請書兼貸与簿（以下「申請書」という。）が、規則<u>第3条の規定</u>により記載され、かつ、必要事項の記載漏れがないこと。</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) 許可を受けようとする自動車が、登録（検査対象自動車及び二輪の小型自動車にあつては、車両番号の指定）を受けていない自動車であつて、次の<u>いずれかに該当</u>する場合であること。</p> <p>ア・イ 省 略</p> <p>ウ 自動車の製作、販売又は陸送を業とする者が販売又は引渡し等のために回送しようとするとき。</p> <p>(4) 許可を受けようとする自動車が、登録又は車両番号の指定を受けている自動車であつて、次の<u>いずれかに該当</u>する場合であること。</p> <p>ア～エ 省 略</p> <p>オ 道路運送法（昭和26年法律第183号）<u>第40条又は第81条の規定による停止又は禁止の処分</u>を受け、領置された自動車登録番号標の返付を受けるために回送しようとするとき。</p> <p>カ 省 略</p> <p>キ 自動車の製作、販売又は陸送を業とする者が有効期間の満了した自動車を販売又は引渡し等のために回送しようとするとき。</p> <p>(5)～(10) 省 略</p> <p>（審査）</p> <p>第3条 申請事項の審査は、前条の許可基準によるほか、必要に応じ次によるものとする。</p> <p>(1) 省 略</p>	<p>（許可基準）</p> <p>第2条 同 左</p> <p>(1) 提出された自動車臨時運行許可申請書兼貸与簿（以下「申請書」という。）が、規則<u>第4条の要領</u>により記載され、かつ、必要事項の記載漏れがないこと。</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 許可を受けようとする自動車が、登録（検査対象自動車及び二輪の小型自動車にあつては、車両番号の指定）を受けていない自動車であつて、次の<u>一に該当</u>する場合であること。</p> <p>ア・イ 同 左</p> <p>ウ 自動車の製作、販売又は陸送を業とする者が販売若しくは引渡し等のために回送しようとするとき。</p> <p>(4) 許可を受けようとする自動車が、登録又は車両番号の指定を受けている自動車であつて、次の<u>一に該当</u>する場合であること。</p> <p>ア～エ 同 左</p> <p>オ 道路運送法（昭和26年法律第183号）<u>第43条又は第102条の規定による処分</u>を受け、領置された自動車登録番号標の返付を受けるために回送しようとするとき。</p> <p>カ 同 左</p> <p>キ 自動車の製作、販売又は陸送を業とする者が有効期間の満了した自動車を販売若しくは引渡し等のために回送しようとするとき。</p> <p>(5)～(10) 同 左</p> <p>（審査）</p> <p>第3条 同 左</p> <p>(1) 同 左</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 臨時運行許可証を交付するのに必要な車台番号等の自動車の同一性を確認することができる次の書類のいずれかを提示させること。 ア・イ 省 略 ウ <u>登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）</u> エ <u>自動車検査証返納証明書</u> オ <u>完成検査終了証</u> カ <u>排出ガス検査終（修）了証</u> キ <u>自動車通関証明書</u> ク <u>輸入車特別取扱自動車届出済書</u> ケ <u>製作（製造）証明書</u> コ <u>自動車検査証返納及び自動車登録番号標領置証明書</u> サ <u>その他自動車の同一性を確認することができる書面</u></p> <p>(3)・(4) 省 略 (申請書の受付)</p> <p>第4条 申請書を受け付けたときは、受付年月日及び受付番号を記載するとともに、<u>保険証明書を提示することにより、当該申請に係る自動車の同一性並びに保険会社名、保険証明書番号及び保険有効期間を確認するものとする。</u> (番号標の貸与)</p> <p>第6条 省 略</p> <p>2 2枚<u>1組</u>の番号標のうち1枚を貸与したときは、その返納があるまでは、残余の1枚を他の自動車に貸与してはならない。 (番号標の失効)</p> <p>第12条 市長は、番号標が次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、当該番号標の失効を告示するものとする。 (1) <u>貸与した番号標を亡失した者から規則第8条第1項の届出があつた後30日を経過してもなお発見することができないとき。</u> (2) <u>許可を受けた者が行方不明等により貸与した番号標の回収が不能となつたとき。</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が番号標の失効を適当と認めたとき。</u></p> <p>2 市長は、前項の告示を行つたときは、その旨を所轄警察署長に通報すると</p>	<p>(2) 同 左</p> <p>ア・イ 同 左 ウ <u>抹消登録証明書（検査証返納証明書）</u> エ <u>通関証明書</u> オ <u>完成検査終了証</u> カ <u>譲渡証明書又は製作証明書</u></p> <p>キ <u>その他自動車の同一性を確認することができる書面</u></p> <p>(3)・(4) 同 左 (申請書の受付)</p> <p>第4条 申請書を受け付けたときは、受付年月日及び受付番号を記載するとともに、<u>保険会社名及び保険証明書番号を提示された保険証明書により確認の上記載するものとする。</u> (番号標の貸与)</p> <p>第6条 同 左</p> <p>2 2枚<u>一組</u>の番号標のうち1枚を貸与したときは、その返納があるまでは、残余の1枚を他の自動車に貸与してはならない。 (番号標等の失効)</p> <p>第12条 貸与した番号標を紛失した者から規則第5条第1項の届出があつた後30日を経過してもなお発見できないときは、市長は、当該番号標の失効を告示し、その旨を所轄警察署長に通報するとともに、陸運支局長に連絡するものとする。</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

ともに、陸運支局長に連絡するものとする。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。